

# 保 証 書

# 聴 講 生

令和 年 月 日

國學院大學学長殿

(聴講生氏名) \_\_\_\_\_ が受入を許可されましたので、

私は保証人として本人の身上にすることがらの一切をお引き受けいたします。

保 証 人 (父母または近親者。 **外国人留学生の場合は、日本在住の身元引受人**)

現 住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 : \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 : \_\_\_\_\_ (印)

本人との関係 : \_\_\_\_\_ 職業 : \_\_\_\_\_

極 度 額 505,000 円 (大学院授業料相当額)

○極度額とは○

平成 29 年に改正され、令和 2 年 4 月 1 日より施行される改正民法では、「保証」に関する見直しが行われました。聴講生の在籍期間中に、保証人として当該学生の身上にすることがらの一切を引き受けていただくようお願いしておりますが、このような将来生じるおそれのある不特定の債務を保証する場合には、改正民法において「極度額 (=上限額)」を定めなければならないことになりました。

この極度額は、選考料・登録料・聴講料の支払が滞った場合や、特別研究生が大学に損害を与えた場合 (例えば、器物損壊等) に、保証人が負担する必要がある最大限の額を示していますが、通常は、学費やその他の学業等に必要経費以外については、ご負担をいただくことは想定しておりません。

\*外国人留学生は、以下に本国の保証人 (父母または近親者) についても記入すること

国 籍 : \_\_\_\_\_

現 住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 : \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 : \_\_\_\_\_

本人との関係 : \_\_\_\_\_ 職業 : \_\_\_\_\_